

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第10、議案第51号 平成26年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第51号は、平成26年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） 勉強会の資料を事務局からもらったんですけれども、これだと17年になっているんだよね。勉強会のときに提出してもらった資料ですと、償還期限が平成43年になっている。17年・・・、勉強会のときと・・・、今のは20年ですよ。この辺はどうなっているのかな。

その辺が1点と、これに書かれているのは5年ごとということで、31年と36年と42年に利息の・・・、みるということ、また、温泉の方でどうしても必要なお金、資金が必要になったときには、伊豆まつぎ荘の事業会計で資金を調達して返すという説明があったんですけれども、これは、どのような保管の仕方をするんだろうか。例えば、議員なんかでも選挙ごとに結構変わったりしますよね。これが、例えば、松崎町の例規集かなんかの一文のなかにいれてあれば、いつでも見られるんですけれども、これがとんでもないところに保管されてしまうと、議員自体がわからなくなりますよね。今の議員もだいぶ変わってくるでしょうから。20年のあいだには。

そういうものを確実にみえるような状態で、約束事みたいなものは議員がわかるような形にしていきたいと思うんですけれども、その辺はどうなのかというのが2点目なんですけれども。

○生活環境課長（高橋良延君） その勉強会の資料ということで、43年ということでございましたけれども、私どもの方に企画観光課の方とやり取りしたなかでの償還期限については平

成46年9月25日ということでございますので、20年ということの条件でございます。

それから、5年ごとの見直し、「利率は5年ごとの見直し方式として」ということで、これは、貸付の申し込みのなかにちゃんと明文化されているということでございます。

それから、こちらの保管ということについては、実際は、起債なんかにもちゃんと消費貸借契約みたいなことで、当然この借入申し込みについては、ある意味永久保存といいますか、厳重な保存といいますか、これはしなければならないということになると思います。

(関議員「議員が変わるわけだから、それを議員が見られるような形に・・・、どういうふうにしますか。町長に聞いています」と呼ぶ)

○町長(齋藤文彦君) この前いつて、借りる方も温泉とか、一般会計とか、わからなくなると思っていますので、議員さんが変わるとわからなくなるようなことがあると思いますので、どのようなことをやったら一番いいのかなと思っているわけですが、そのようなことを議員の皆さんと相談しながら、どういうふうにしたらいいかということを決めていきたいと思っています。

○議長(稲葉昭宏君) 企画を呼びますか。

○7番(関 唯彦君) いいです。勉強会の資料をもらったんですけど、それは43年になっていると、17年借りるんだと・・・。

○議長(稲葉昭宏君) そういところの説明は企画観光課がやったのかな。

○7番(関 唯彦君) 町長が話している、どういうふうにしたらいいかというよりも、これは、議員が変わるごとに、このこういう約束だよということだけは新しい議員にも知っておいてほしいんですよ。

ですから、例えば、もう借りっぱなしで温泉会計があれになっても、議員が「しょうがない、貸したんだから20年間は返ってこないよ」というのか、それとも、「約束事があるでしょう」ということで、やっぱり返しなさいということに、伊豆まつぎ荘会計の方に言えるのかという、そういう議員が変わったときに、こういうものがないと、議員がはっきり見るところにないと、うやむやになったり、わからない議員で変なことを言いだしても困るわけです。そういう面で、議員にどうやってこれから議員が変わっていくとか、いろんなことがありますので、そういうときに見えるような形という、例規集のなかにどこかに入れてもらえるのかなというふうに思ったんですね。そういうことをどういうふうにするのか、行政側に言っているわけじゃなくて、私たち議員が変わったときに、こういったのが引き継い

でいられるかどうかということを知っているんです。

○町長（齋藤文彦君） さきほど関さんが言ったように、やっぱり議員さんにわかるような形にしなければいかんと思っていますので、どういう形が一番いいのかわかりませんが、そういうことはやっていきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 関君、議会の方からも当局との打ち合わせをして、そこら辺のことは善処するようにします。

○7番（関 唯彦君） 質問じゃなくて、いま土屋議員が言ったんですけど、もしあれだったら、決算か予算のところにこれを添付資料として、毎回毎回入れたらどうか。

○議長（稲葉昭宏君） そこらも一考として、これは検討してやりましょう。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） いま議員がいったような関連になりますけれど、さきほどの長八美術館のところの契約もそうですけれども、今回の契約もそうですけれども、総務あたりでいまコンピュータ管理されていますので、そういうなかにちゃんと入れて、そして、いつ契約がくるか、土地の契約の更新とかもありますよね。そういうのを一覽でいつもチェックするように、できるように。そうしないと、この前も2～3年過ぎて、今度売りたいといったときに、それが更新していなかったとか、いろいろあるわけじゃないですか。

そういうシステムをぜひとも作ってもらえればと私は考えますけれども、その点はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 藤井議員にこの前言われて、担当課とちょっと話をしたわけですが、すぐはできないけれども、やっていくと。

賀茂郡でもいろいろやっているところがありまして、いろいろ温度差があるというようなことで、それをみながらやっていきたいなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番(関 唯彦君) 議案第51号、この議案に対して賛成をいたします。

伊豆まつぎき荘に対してやはり温泉会計から借り入れることによって、伊豆まつぎき荘の支出が助かる、経営がうまくいくということを考えれば、どうしてもこの資金というのは入れざるを得ないのかなと思います。ただ、本当は松崎の財調から出せば一番いいと思うわけですが、温泉会計がどうしても必要になったときには、返していただけるということの約束があるということを前提に、この議案に対して賛成をいたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第51号 平成26年度松崎町温泉事業会計補正予算(第1号)についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時49分)